

勝連城跡 活用ガイドライン



2024年3月版

うるま市
うるま市教育委員会

勝連城跡 活用ガイドライン

目 次

ガイドラインについて	1
------------	---

第1章 勝連城跡について

1. 勝連城跡の概要	2
2. 勝連城跡の価値	3
3. 勝連城跡の望ましい活用	7

第2章 勝連城跡の使用方法

1. 撮影・ロケーション使用	8
(1) 手続きの対象	8
(2) 許可基準	8
(3) 手続きの方法	9
(4) 立入可能範囲	10
(5) 禁止事項	11
(6) 注意事項	12
2. イベント使用	13
(1) 手続きの対象	13
(2) 許可基準	13
(3) 手続きの方法	14
(4) 使用可能範囲と使用料	15
(5) 禁止事項	16
(6) 注意事項	17
3. 周辺施設使用	18

ガイドラインについて

うるま市では、国指定の文化財（史跡）であり、世界遺産にも登録されている勝連城跡に地域をはじめ国内外のより多くの人々に訪れていただき、その価値や魅力を感じてもらうために、さまざまな方々に勝連城跡を使用していただき、価値を保存しながら積極的に活用を図っていきたいと考えています。

「勝連城跡 活用ガイドライン」は、勝連城跡の史跡指定範囲内の使用に際しての手続きや条件、禁止事項等を整理したもので、このガイドラインを読んで、勝連城跡の価値を理解したうえで、勝連城跡にふさわしい活用を図っていただくことを目指しています。

このガイドラインは、次の構成で整理しています。

第1章

勝連城跡について 2 ページ～

勝連城跡を使用するにあたって、知っておいていただきたい情報を整理しています。初めて使用される方は必ずお読みください。

第2章

勝連城跡の使用 方法

勝連城跡の使用内容別に手続きや使用条件等の情報を整理しています。

使用される内容に応じて該当する頁をお読みください。

1. 撮影・ロケーション使用 8 ページ～

勝連城跡で記念写真や雑誌、TV 等の撮影を行う場合や、勝連城跡の写真を雑誌、TV 等に使用する場合の手続きや使用条件等の情報を整理しています。（個人的な写真撮影・ビデオ撮影については申請の必要はありません）

2. イベント使用 13 ページ～

勝連城跡でイベントを行う場合の手続きや使用条件等の情報を整理しています。（撮影で使用する場合でも、仮設物を設置する場合やクレーン等の大掛かりな機材を使用する場合、一定の場所を長時間独占的に使用する場合は、こちらを参照してください）

3. 周辺施設使用 18 ページ～

勝連城跡に隣接する文化観光施設事業地内の使用について紹介しています。

資料

申請書式 19 ページ～

勝連城跡の使用の手続きで提出する書類を整理しています。

図1：「勝連城跡 活用ガイドライン」の構成

第 1 章 勝連城跡について

1. 勝連城跡の概要

国の史跡に指定され、世界遺産にも登録された文化財です

勝連城跡は、琉球王国の王権が安定していく過程において国王に最後まで抵抗した有力按司、阿麻和利の居城であり、500 年に及ぶ琉球王国の歴史を語る上で欠かせないグスクです。その文化財としての価値は高く、昭和 42 年(1967)に琉球政府の史跡に、日本復帰後の昭和 47 年(1972)には日本国の史跡に指定されました。また、勝連城跡を構成資産の 1 つとする「琉球王国のグスク及び関連遺産群」は、平成 12 年(2000)に、人類全体に共通する価値を有するものとして世界遺産に登録されました。

現在も調査や整備は続けられています

勝連城跡の考古学的な発掘調査は、1960 年に始まり、さまざまな遺物が発見されています。城跡内からは中国の陶磁器が大量に見つかり、東南アジアの陶磁器類、朝鮮の陶磁器、大和系の瓦も発見されています。他にも、遠く熱帯に住むオウムの骨や中国の貨銭が見つかっています。これらの発見された資料から勝連城の城主が他の国々と交易を行い、一時期、海外交易の拠点として壮大な力を持ち、栄えていたことがわかっています。また、城跡内の整備も、昭和 52 年度以降、城壁の復元といった修復工事や環境整備を継続的に実施してきました。そして、このような調査や整備は現在も続けられています。

「勝連城跡保存管理計画」に基づいて保存や活用が進められています

うるま市では、国指定史跡であり、かつ世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の構成資産である勝連城跡の価値をより高め、確実に将来の世代に継承していくための保存管理と活用の方針と方法を定めた「勝連城跡保存管理計画」を平成 28 年(2016)にまとめています。勝連城跡の使用にあたっては、この「勝連城跡保存管理計画」の記載事項を遵守し、文化財の価値を損なわないようにすることが前提になります。



※緩衝地帯：
世界遺産の資産の保護のために周辺に設けられる範囲で、勝連城跡の緩衝地帯は、「勝連城跡の環境保全に関する条例」や「うるま市景観条例」等の条例、都市計画法や森林法、農業振興地域の整備に関する法律等の法令により、その環境が守られています。

図 2：勝連城跡の文化財(史跡)指定範囲(赤線)と緩衝地帯※(青線)

2. 勝連城跡の価値

「勝連城跡保存管理計画」には、将来の世代に継承していく必要がある勝連城跡の価値（本質的価値）を次のように整理しています。

勝連城跡の使用にあたっては、この文化財の価値を損なわないようにすることが前提となり、この価値にふさわしい使用が望まれます。

勝連城跡の価値（本質的価値）

城跡としての価値

- ・琉球王国の王権が安定していく過程において最後まで抵抗した阿麻和利の居城であり、琉球王国の歴史、文化、社会構造を今日に伝える重要な城跡として世界的な価値が認められる。
- ・勝連城跡に残る遺構・遺物は、琉球列島が東南アジア・中国・朝鮮半島、及び日本との間の経済的・文化的交流の中心としての役割を担い、阿麻和利をはじめとする勝連グスクの城主も海外との交易を活発に行っていたことを解き明かす物証である。
- ・勝連グスクの地が生活の場として利用された貝塚時代後期から17世紀頃までの各時期の遺構が独立丘陵の地形とともに良好に残存し、勝連グスクの形成から衰退までの全体像を知ることができる。
- ・グスクに石積が取り入れられる以前の木製の柵列遺構や初期段階の石積遺構等、グスク築造における土木技術の変遷と発展を示す貴重な遺構が残る。
- ・周辺には、交易に利用された海岸、勝連グスクに関連する集落（跡）、御嶽・井泉（カー）等が現存し、往時の勝連グスクをとりまく環境や人々の暮らしを今日に伝えている。

景観の価値

- ・四方への眺望が開け、防衛上重要な役割を果たした立地条件、阿麻和利を牽制するために護佐丸が移り住んだ中城城跡への眺望等、歴史を想起させる景観、眺望が得られる。
- ・周辺からは勝連城跡を仰ぎ見る景観が得られ、今日においても地域を象徴するランドマークとなっている。

信仰上の価値

- ・勝連城跡の拝所は、自然と祖先崇拜の固有の形態を今日に伝える物証であり、現在も地域住民の信仰の場として継承されている。

また、「勝連城跡保存管理計画」では、価値を表す物証となる「本質的価値を構成する要素」を整理しています。これらの要素は、勝連城の形成期から衰退期において形成された古い時代の遺構であり、確実に保存して継承していく必要があるものです。

勝連城跡の使用にあたっては、これらの要素が毀損しないように注意することが前提となります。

勝連城跡の本質的価値を構成する要素

① 地上に表出している要素

石垣、石階段、石畳道、御嶽、井泉（カー）等（復元部分を除く）

② 地下に埋蔵されている要素

遺構：石垣遺構、石積遺構、柵列跡、建造物跡、堀切等

遺物：土器、青磁、白磁、染付、貝塚等

③ 遺跡と一体となった地形

独立丘陵の地形、石灰岩岩盤、樹林等



※御嶽や井泉（カー）は、現在も地域の信仰の場として多くの人々が参拝に訪れています。

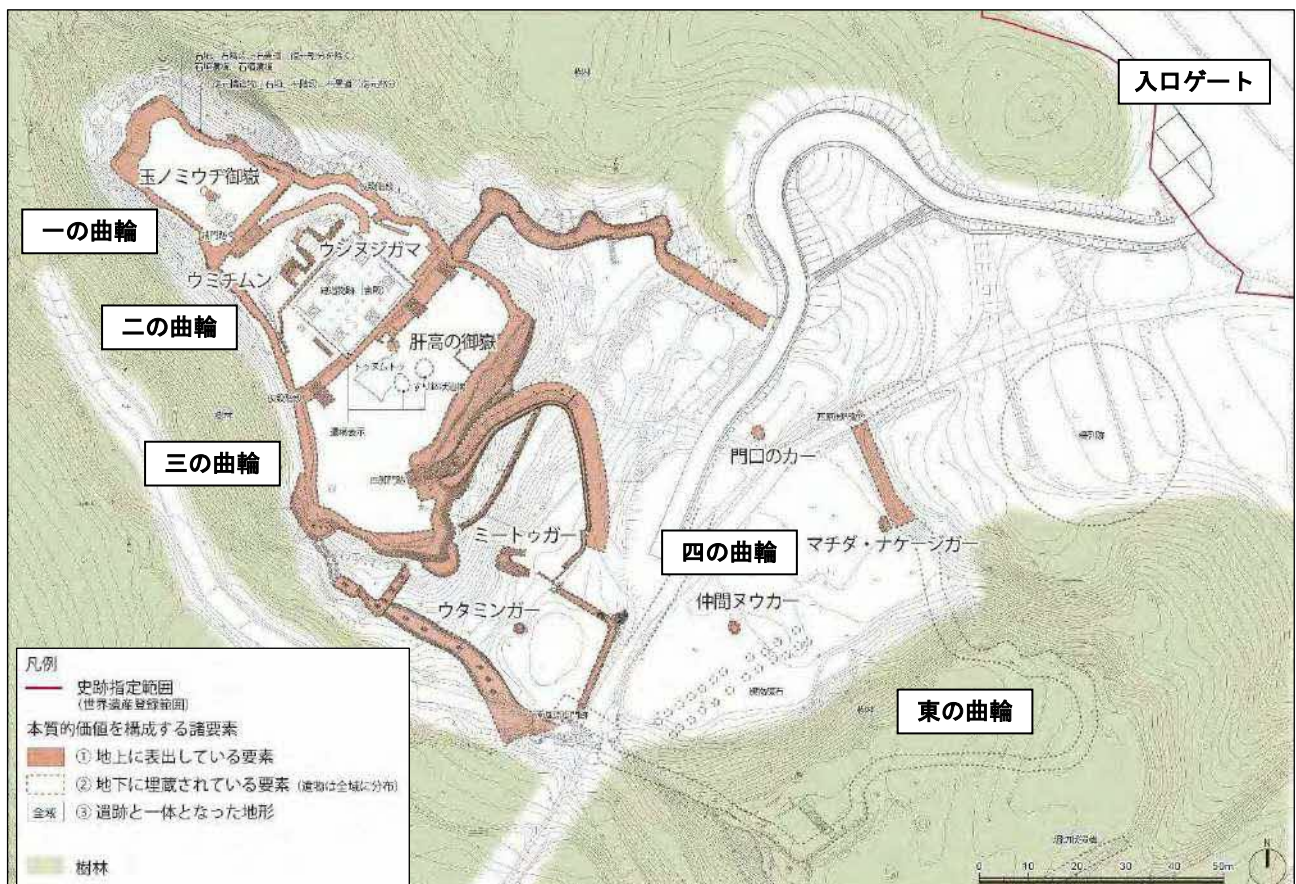


図3：本質的価値を構成する要素の位置図

＜本質的価値を構成する要素の例＞

全曲輪共通



石垣



石階段



石畳道

一の曲輪



御嶽（玉ノミウヂ御嶽）

二の曲輪



御嶽（ウミチムン）



御嶽（ウシヌジガマ）

三の曲輪



御嶽（肝高の御嶽）

四の曲輪



井泉（カー）（ミートウガー）



井泉（カー）（ウタミンガー）



井泉（カー）（門口のカー）



井泉（カー）（仲間ヌウカー）



井泉（カー）（マチダ・ナケージガー）

3. 勝連城跡の望ましい活用

「勝連城跡保存管理計画」では、勝連城跡を地域の文化、教育、余暇等の拠点、国内外の来訪者を受け入れる観光の拠点として積極的に活用することで、肝高の精神の醸成、地域住民の生活の向上に寄与することを志向し、地域の歴史、文化に対する関心、勝連城跡の保護の意識向上に努めることを目指した活用の方向性が整理されています。

勝連城跡の使用にあたっては、この方向性に沿った活用をしていくことが望まれます。

勝連城跡の活用の方向性

方向性1 琉球王国及び地域の歴史・文化、グスクへの理解を深める、「学習の場」としての活用

勝連城跡を拠点に、地域住民及び国内外の観光客が、琉球王国及び地域の歴史・文化やグスクを学ぶ機会を積極的に創出し、それらへの関心、理解を深める活用を推進します。



勝連城跡のガイドツアー

方向性2 肝高の精神を醸成する、「地域のシンボル」としての活用

勝連城跡を、地域の歴史、文化、景観等のシンボルとして認識される機会を積極的に創出するとともに、地域住民の憩いの場として公開していくことで、地域住民の地域に対する誇りや愛着を育み、肝高の精神の醸成に資する活用を推進します。

方向性3 地域の魅力を磨く、「観光・交流の拠点」としての活用

勝連城跡を拠点に、勝連城跡及び周辺地域の歴史性、場所性を活かした観光を展開するとともに、地域住民と国内外の観光客の文化交流の機会を積極的に創出し、勝連城跡をはじめとする地域の魅力を磨き、発信する活用を推進します。



芸術文化、伝統芸能に関するイベントの例
（「ぐしく島唄あしび」の公演）



ユニークベニュー※としての活用の例
（現代版組踊「肝高の阿麻和利」の公演）

※ユニークベニュー：歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のことです。

第2章 勝連城跡の使用方法

1. 撮影・ロケーション使用

(1) 手続きの対象

城跡内での撮影・ロケーションなどの次に掲げる内容を行う場合は、事前にあまわりパーク管理事務所の許可が必要になります。

- 1) 勝連城跡の史跡指定範囲内におけるアからカまでに定める撮影とロケーション
ただし、観覧を目的として入城して実施する個人的な写真撮影・ビデオ撮影については、ドローンを使つての撮影の場合を除き、申請の必要はありません。
 - ア 写真撮影
 - イ ビデオ撮影
 - ウ 映画撮影
 - エ テレビ撮影
 - オ ドローンを使つての撮影（個人的な撮影の場合も含みます）
 - カ アからオまでのほか、勝連城跡の史跡指定範囲内における撮影行為



フォトウエディング（撮影：フォートカノア）

(2) 許可基準

次に掲げる場合を除き、許可します。

- 1) 勝連城跡の遺構等（本質的価値を構成する要素）の損傷や汚損のおそれがある場合
- 2) 勝連城跡の管理又は運営に支障があると認められる場合
- 3) 好ましくない用途に供するため撮影等が行われると認められる場合
- 4) その他撮影等を許可することが適当でないと認められる場合

(3) 手続きの方法

撮影・ロケーションなどの実施を希望する日の3日前までに、申請書をあまわりパーク管理事務所に提出（ファックス、メール、郵送のいずれか）してください。

提出後に申請内容に問題が無い場合は、申請者に許可の連絡と許可書の発行をしますので、連絡を受けてから実施してください。

＜撮影・ロケーション使用の申請書 提出先 及び 問い合わせ＞

あまわりパーク管理事務所

〒904-2311 沖縄県うるま市勝連南風原 3807-2

TEL：098-978-2033

FAX：098-978-2011

MAIL：info@katsuren-jo.jp

※勝連城跡撮影等許可申請書【別紙1】に必要事項を記入して、申請書が使用希望日の3日前までに、あまわりパーク管理事務所に届くように発送してください。

※ドローンを使用した撮影の場合は、申請書と併せてドローン保険証の写しを提出してください。

※撮影などに伴い仮設物を設置する場合やクレーン等の大掛かりな機材を使用する場合、一定の場所を長時間独占的に使用して行う場合等は、手続き方法が異なりますので、「2. イベント使用」を参照してあまわりパーク管理事務所に事前相談してください。

※撮影・ロケーションで勝連城跡内に立ち入る場合は、入口ゲートの受付窓口に許可書を提出してください。なお、城内への立ち入りには観覧料が必要になります。

※撮影した写真について、出版物への掲載を伴う場合は、1部をうるま市に無償納入してください。（あまわりパーク管理事務所に提出してください。）

使用希望日の3日前までに

勝連城跡撮影等許可申請書【別紙1】の提出

FAX、MAIL、郵送であまわりパーク管理事務所に提出

申請書の確認・審査

確認・審査後、申請者に電話連絡

**あまわりパークから可否通知
許可書の発行**

**撮影・ロケーションの実施
(受付窓口で許可書の提出、観覧料の支払い)**

(出版物への掲載を伴う場合)

掲載した出版物のうるま市への提出

図4：撮影・ロケーションの使用の流れ

（４）立入可能範囲

城跡内での撮影・ロケーションは、一般公開範囲からの撮影を基本とします。

一般公開範囲以外からの撮影が必要な場合は、事前にあまわりパーク管理事務所に相談してください。



図5：撮影・ロケーションの立入可能範囲（一般公開範囲）

(5) 禁止事項

次に掲げる行為等については禁止します。

- ・一般観覧時間外の城跡内の使用（時間外の撮影等が必要な場合は、事前にあまわりパーク管理事務所に相談してください。）
- ・史跡指定範囲内に車両を乗り入れての作業（車両の乗り入れが必要な場合は、事前にあまわりパーク管理事務所に相談してください。）
- ・一般観覧客に迷惑を及ぼす行為
- ・火気やガス及び煙幕の使用及び喫煙
- ・ガソリン・ガスを使用する発電機の使用及び城跡内での給油
- ・銃、刀剣類、花火、火薬等の危険物の持込
- ・石垣、御嶽・井泉（カー）への立入や機材の設置【下図参照】
- ・遺構や地盤に影響を与えるような重量物の使用、設置
- ・文化財の保存に影響を及ぼすと思われる行為や風致及び美観を損なうおそれのある行為

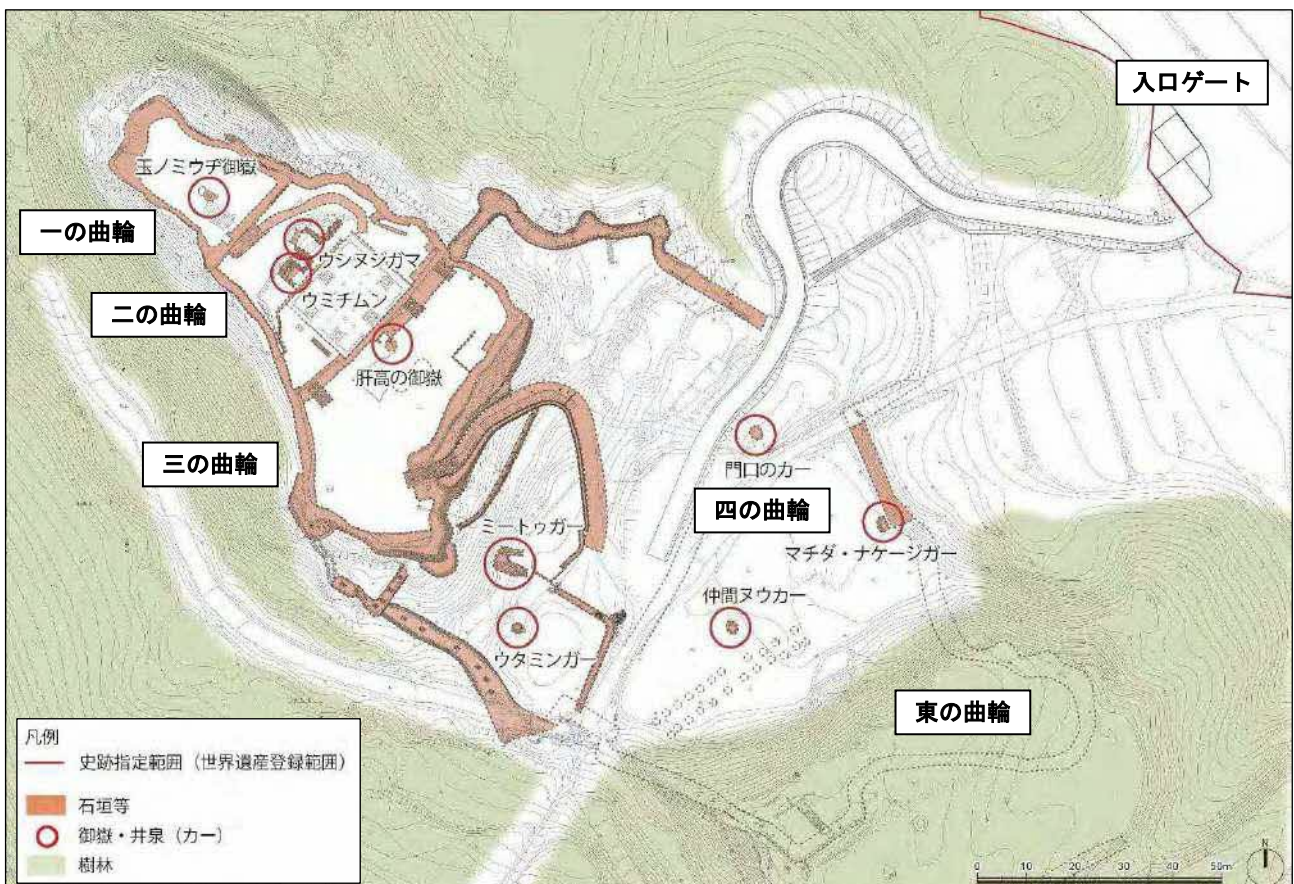


図6：石垣、御嶽・井泉（カー）の位置図

(6) 注意事項

次に掲げる内容に留意して撮影・ロケーションを実施してください。

- 1) いかなる理由においても文化財の現況を変更しないでください。
- 2) 動植物の採取や植栽の伐採は行わないでください。
- 3) 他の観覧者への迷惑になるような行為、危険行為は行わないでください。
- 4) 施設スタッフの指示に従ってください。
- 5) 出版物への掲載を伴う場合は、1部を当市に無償納入ください。
- 6) 掲載に際しては、「勝連城跡」の名称を必ず記載ください。
- 7) その他
 - ・撮影・ロケーションの実施の際に発生した事故・盗難等については、うるま市、うるま市教育委員会、あまわりパーク管理事務所は一切の責任を負いません。
 - ・入口ゲートの受付窓口にて入城時、退城時に許可書を提出して、撮影・ロケーションの開始及び終了の報告をしてください。
 - ・撮影にあたっては、長時間一定の場所を占有しない、通路や階段で撮影しないように配慮してください。
 - ・撮影の規模により、必要に応じて警備員の配置をするなど、一般観覧客の安全を確保して円滑な撮影等に配慮してください。
 - ・撮影・ロケーションにともない史跡指定範囲内の遺構や地盤、樹木等の植栽、園路や階段、案内板等の諸施設が損傷、汚損、滅失した場合は、速やかにあまわりパーク管理事務所に連絡、報告をしてください（原状が損なわれた場合は、復旧、賠償等の措置を行っていただく必要があります）。

2. イベント使用

(1) 手続きの対象

城跡内でのイベント等の次に掲げる内容を行う場合は、あまわりパーク管理事務所への事前相談と許可が必要になります。

- 1) 勝連城跡の史跡指定範囲内におけるイベント開催
- 2) 勝連城跡の史跡指定範囲内に仮設物を設置する撮影やクレーン等の大掛かりな機材を使用した撮影、一定の場所を長時間独占的に使用して行う撮影
※上記に該当しないの撮影の場合は「1. 撮影・ロケーション使用」を参照して手続きをしてください。
- 3) その他、勝連城跡の史跡指定範囲内の全て又は一部を独占して使用する行為



「ぐしく島唄あしび」の公演



ヨガイベント

(2) 許可基準

次に掲げる場合を除き、許可します。

- 1) 勝連城跡の遺構等（本質的価値を構成する要素）の損傷や汚損のおそれがある場合
- 2) 勝連城跡の管理又は運営に支障があると認められる場合
- 3) 政治又は宗教的（城跡内の拝所への参拝等の在来の信仰による使用は除く）な集会・催しなど、著しく公共性に欠け、又は排他的な目的で使用する場合
- 4) その他使用等を許可することが適当でないと認められる場合

(3) 手続きの方法

イベント等の開催を希望する場合は、企画内容などについてあまわりパーク管理事務所に事前相談を行い、使用日までに必要な手続きを行ってください。

＜イベント使用の事前相談 及び 申請書等の提出先＞

あまわりパーク管理事務所

〒904-2311 沖縄県うるま市勝連南風原 3807-2

TEL：098-978-2033

FAX：098-978-2011

MAIL：info@katsuren-jo.jp

※イベント等の使用日の1カ月以上前までに、勝連城跡使用許可申請書【別紙2】をあまわりパーク管理事務所に提出して、うるま市の許可を受ける手続きが必要になります。

※史跡指定範囲内に仮設物等の工作物を設置する場合は、文化財保護法に基づき現状変更等許可申請書【別紙3】をあまわりパーク管理事務所に提出して、設置前にうるま市教育委員会の許可を受け、撤去後には完了届を提出する手続きが必要になります。

(現状変更等の許可は、申請後1カ月以上の手続き期間が必要になりますのでご注意ください。)

※使用する場所に応じて、使用料が必要になります(うるま市行政財産使用料条例に基づく)。

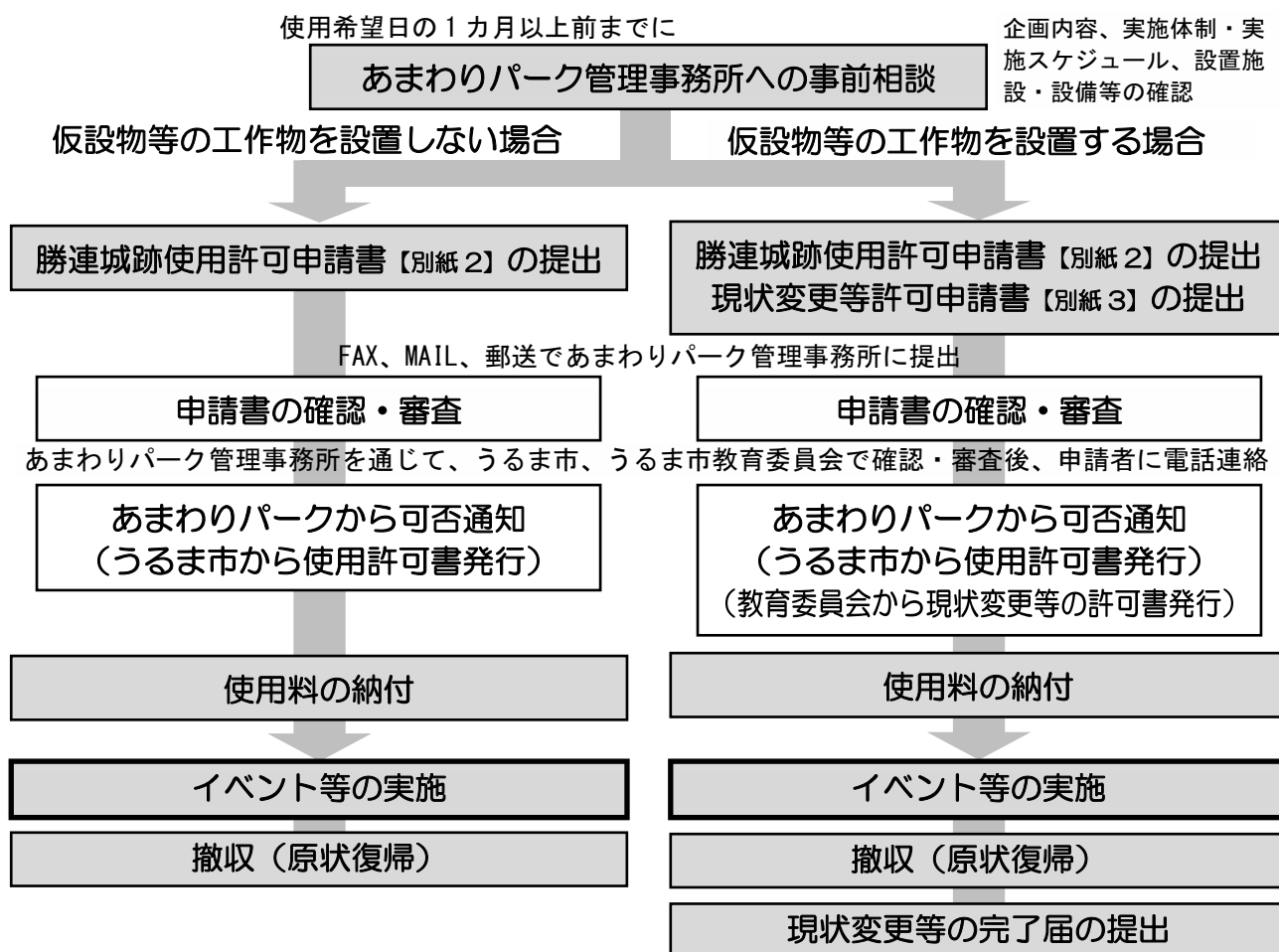


図7：イベント等の使用の流れ

(4) 使用可能範囲と使用料

城跡内のイベント等で使用可能な範囲は、四の曲輪を基本とします。

四の曲輪と併せて一から三の曲輪の使用を希望される場合は、事前にあまわりパーク管理事務所に相談してください。

表1：イベント等の使用可能範囲と使用料及び使用条件

使用可能場所	規模	使用料	使用条件等
四の曲輪	12,270m ²	20,000 円/日	・御嶽や井泉(カー)(ミートウガー、ウタミンガー、門口のカー、マチダ・ナケージガー、仲間ヌウカー)には立入らないでください。
一の曲輪	※四の曲輪と併せて一から三の曲輪の使用を希望される場合は、使用料や使用条件が異なりますので、事前にあまわりパーク管理事務所に相談してください。		
二の曲輪			
三の曲輪			

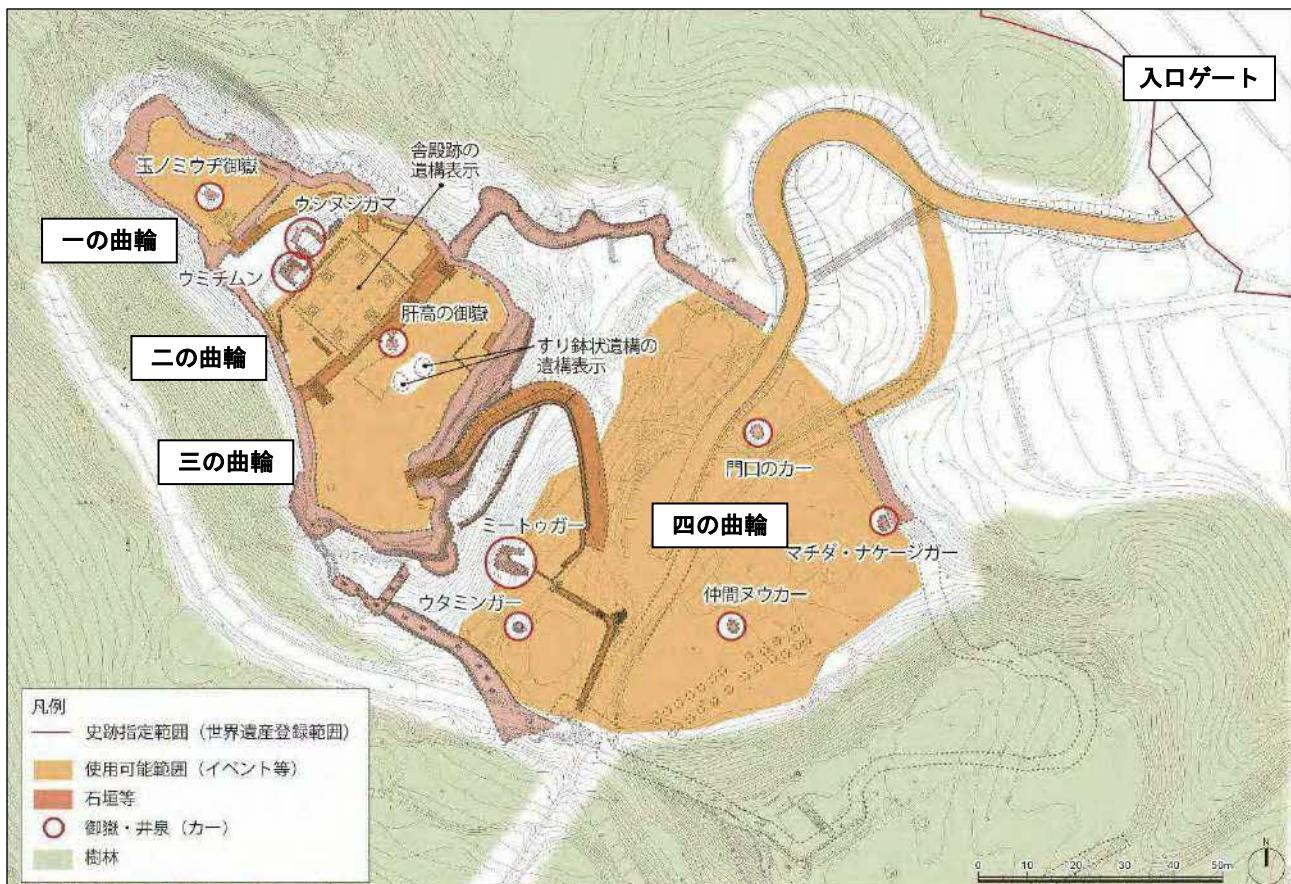


図8：イベント等の使用可能範囲

(5) 禁止事項

次に掲げる行為等については禁止します。

- ・ 使用申請時間外の城跡内の使用
- ・ 史跡指定範囲内に車両を乗り入れての作業（車両の乗り入れが必要な場合は、事前にあまわりパーク管理事務所に相談してください。）
- ・ 一般観覧客に迷惑を及ぼす行為
- ・ 火気やガス及び煙幕の使用及び喫煙
- ・ ガソリン・ガスを使用する発電機の使用及び城跡内での給油
- ・ 銃、刀剣類、花火、火薬等の危険物の持込
- ・ 石垣、御嶽・井泉（カー）への立入及び仮設物等の工作物の設置【下図参照】
- ・ 遺構や地盤、樹木等の植栽、園路や階段、案内板等の既存施設を用いた仮設物等の工作物の固定
- ・ 遺構や地盤の改変、樹木等の植栽の伐採や剪定、園路や階段、案内板等の諸施設の移動や改変
- ・ 遺構や地盤に影響を与えるような重量物の使用、設置
- ・ 文化財の保存に影響を及ぼすと思われる行為や風致及び美観を損なうおそれのある行為

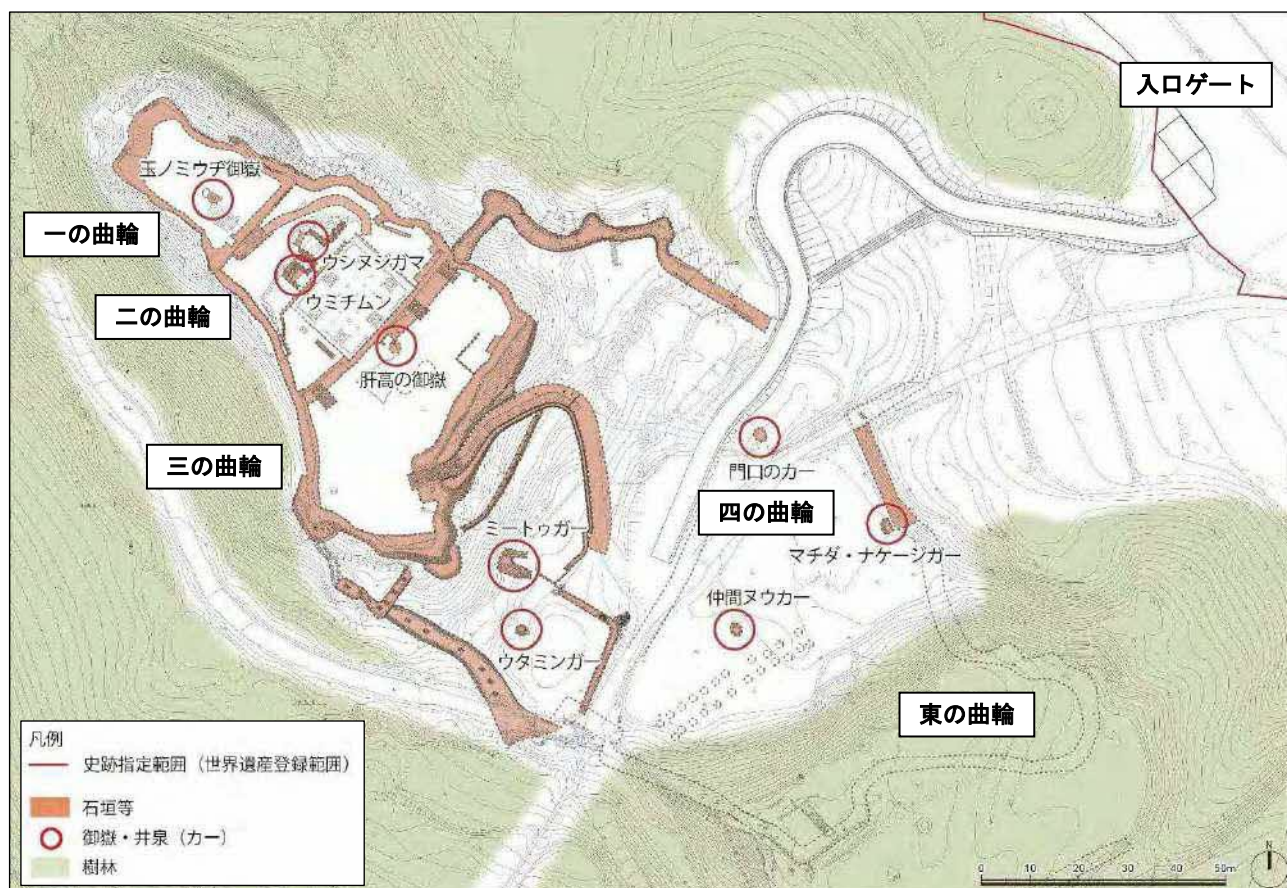


図9：石垣、御嶽・井泉（カー）の位置図

(6) 注意事項

次に掲げる内容に留意してイベント等を実施してください。

- 1) 動植物の採取や植栽の伐採は行わないでください。
- 2) 他の観覧者への迷惑になるような行為、危険行為は行わないでください。
- 3) 城内へ自動車等の乗り入れを予定する場合は、予め相談ください。
- 4) 施設スタッフの指示に従ってください。
- 5) その他

<事前準備時>

- ・企画、運営、演出については、事前にあまわりパーク管理事務所と打合せを行ってください。
- ・災害発生時の避難計画を考慮した計画を立ててください。
- ・現状変更等の許可後は、使用計画の変更はできません。

<会場設営・使用・撤収時>

- ・イベント等の実施の際に発生した事故・盗難等については、うるま市、うるま市教育委員会、あまわりパーク管理事務所は一切の責任を負いません。
- ・会場設営から撤収までの期間は、現場責任者を含むスタッフを常駐させてください。
- ・会場設営及び撤去の作業前及び本番前には、必ずスタッフ全員に禁止事項と注意事項の周知徹底を図るようにしてください。
- ・会場設営・使用・撤収時には、必要に応じて警備員の配置をするなど、観覧客や作業員等の安全に配慮してください。
- ・仮設物等の工作物を設営する場合は、工作物が倒れても遺構等に影響がないように十分な間隔を設け、必要に応じて設営場所の地盤や近接する遺構、樹木等の植栽、園路や階段、案内板等の既存施設に養生を施してください。
- ・御嶽や井泉(カー)付近を使用する場合は、仮設のロープ柵等の立入禁止策を講じてください。
- ・イベント等の開催後の撤収にあたっては、必ず使用前の状況に戻してください(原状復帰)。
- ・使用にともない史跡指定範囲内の遺構や地盤、樹木等の植栽、園路や階段、案内板等の既存施設が損傷、汚損、滅失した場合は、速やかにあまわりパーク管理事務所へ連絡、報告をしてください(原状が損なわれた場合は、復旧、賠償等の措置を行っていただく必要があります)。



井泉(カー)への立入禁止策の例
(可動式ロープ柵の設置)

3. 周辺施設使用

勝連城跡に隣接する「あまわりパーク」では、敷地内の芝生エリア、砂利エリア、歴史文化施設（展示棟）の回廊内側エリアや歴史文化施設内の多目的室等の施設の使用が可能です。勝連城跡と一体的に使用することで、様々な種類のイベントを開催することができます。

あまわりパークの施設の使用については、あまわりパーク管理事務所に施設利用許可申請書の提出が必要になります。

＜あまわりパークの使用の申請先 及び 問い合わせ＞

あまわりパーク管理事務所

〒904-2311 沖縄県うるま市勝連南風原 3807-2

TEL：098-978-2033

FAX：098-978-2011

MAIL：info@katsuren-jo.jp



図 10：あまわりパークで利用できる施設等